

介護予防・日常生活支援総合事業が、

平成29年4月から始まります！

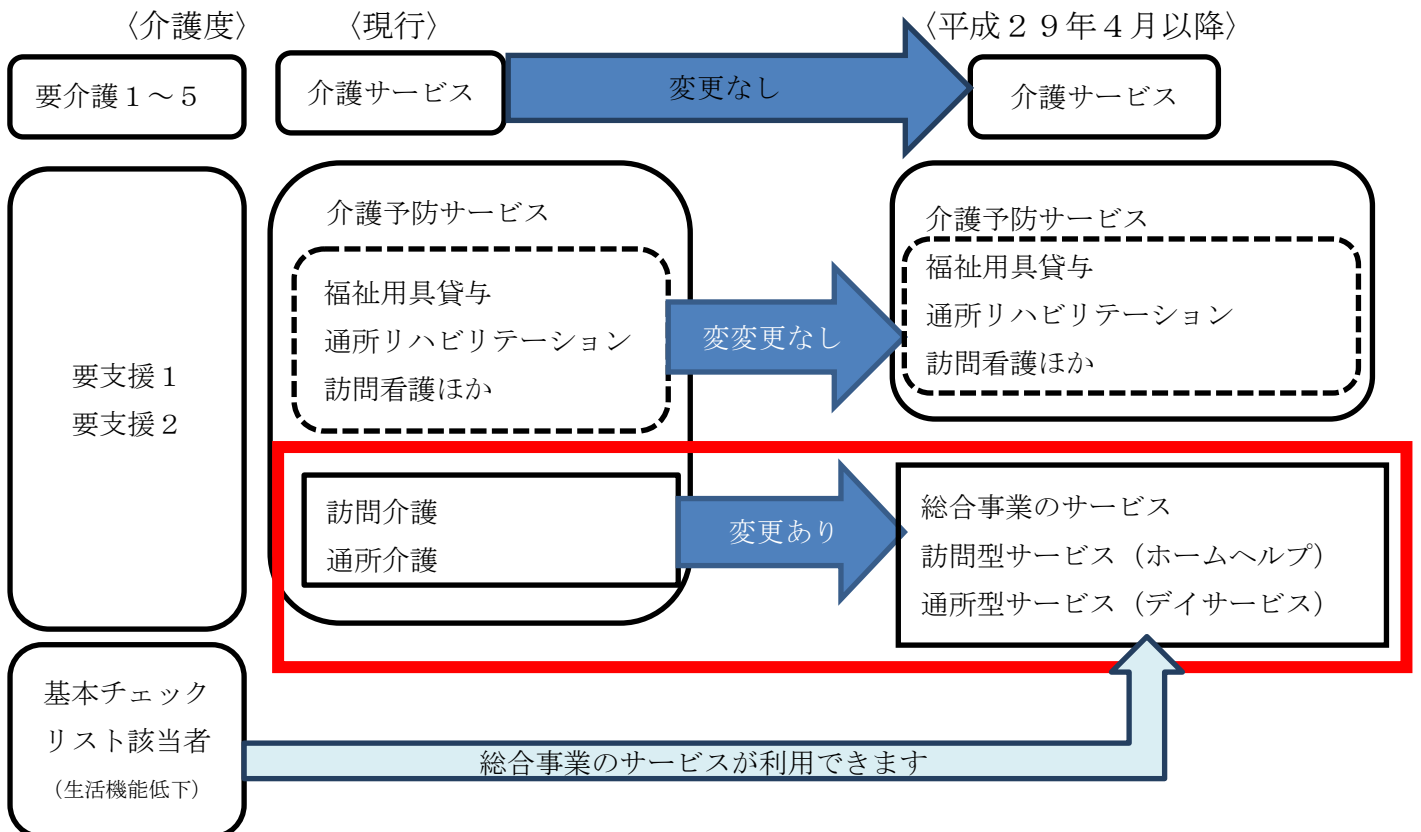
天理市では、平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業といいます）」が始まります。

総合事業とは、市が中心となって「高齢者が安心して生活ができる地域づくり」を支援するもので、地域の65歳以上の方々を対象にさまざまなサービスを提供する事業です。

総合事業では、要支援1・2の方や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス」と65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防」を行い、皆さんの介護予防と日常生活の自立を支援します。

*基本チェックリストとは、国で定めた高齢者の心身の状態を確認するための質問シートです。サービス利用のための手続きが一部簡略化されます。(注:裏面)

～介護予防・生活支援サービスの流れ～



介護予防・生活支援サービス事業

「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」が総合事業に移行します。

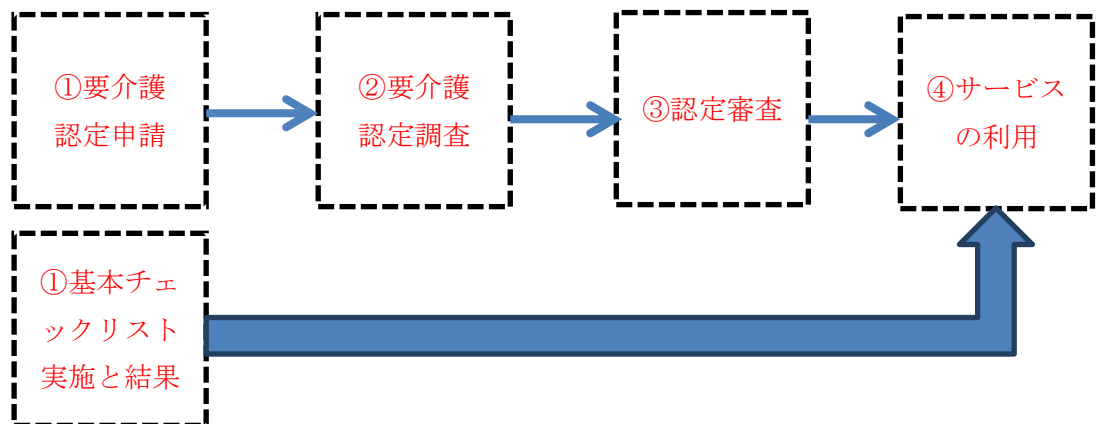
これまでの要支援と認定された方のサービスであった「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」は、総合事業の開始により、要支援1・2の方や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス」となります。(名称は変わりますが、サービス内容や利用料の変更はありません。)天理市では、現在のサービスに加え、より使いやすい内容、利用料でのサービスを順次実施していく予定です。

一般介護予防事業

介護予防教室への参加や介護支援ボランティアへの参加など、高齢者の方々がいきいきと自分らしく、生きがいや役割を持って生活が送れることを目指します。

(注)基本チェックリストに回答することで、要介護認定を受けることなく、介護予防・生活支援サービスの利用ができるようになりました。

〈イメージ図〉



【問い合わせ】

天理市 介護福祉課

☎0743-63-1001 (代)

担当校区

天理市北部地域包括支援センター

(櫛本・山の辺)

☎0743-65-5520

天理市中部地域包括支援センター

(丹波市・前栽)

☎0743-63-1120

天理市西南部地域包括支援センター

(朝和・柳本)

☎0743-66-1188

天理市東部地域包括支援センター

(二階堂・井戸堂・福住)

☎0743-69-2216